

人事・労務を見つめる・・・



# Nozomi-Planning レポート



平成23年2月号 Vol.50



撮影地 チェコプラハ「雨上がりのカレル橋」  
撮影者 笹川 元

## # 今月のTOPICS #

### 【人事・労務】

- ・平成23年の労働関連法案の動向！
- ・男女差のある「障害等級」の見直し
- ・協会けんぽ保険料率の都道府県別格差抑制

### 【医療・介護】

- ・医療保険制度などの展望

### 【その他】

- ・働きバチの睡眠時間
- ・春・夏・冬のはなし Vol.2
- ・今月の書籍紹介  
『神様のカルテ』『神様のカルテ 2』
- ・2月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する **社会保険労務士** を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】 合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-9F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】 合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-9F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145  
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」  
[http:// www.nozomiplanning.com/](http://www.nozomiplanning.com/)

# ◆ 人事 労 務 ◆

## <平成 23 年の労働関連法案の動向！>



平成 23 年は、どのような労働関連法案が登場して、法改正が進むのでしょうか。昨年来の懸案である労働者派遣法改正案の行方は大きな注目点でしょう。同時に昨年 7 月以降、労働政策審議会は安全衛生分科会において今後の職場における安全衛生対策について審議を行いました。その方向性は働く人の安全と健康づくりを目指しています。審議会はその審議内容を取りまとめ昨年 12 月 22 日に厚生労働大臣に建議しました。今回はこの建議についてお知らせします。

建議は以下の 4 項目が柱となっています。

### 1) 機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進等

機械災害を減少させるため、機械譲渡時における機械メーカー等から機械ユーザーに対する危険情報の提供を促進することが適当とされています。

### 2) 職場における自主的化学品管理の促進

すべての危険有害な化学物質について、事業場内で取り扱う容器等にラベル表示を行うことが適当とされています。

### 3) 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発行等の国際的な動向や受動喫煙防止に関する労働者の意識の高まりなどを踏まえ、一部例外を除き「一般の事業所、工場については、全面禁煙や空間分煙とすることを**事業者の義務**

とすることが適当」とされています。

なお、これらの措置は、当面国による指導を中心に履行確保を進め、罰則は付さないとしています。

### 4) 職場におけるメンタルヘルス対策の促進

事業者の取り組みの第一歩として、医師が労働者のストレスに関する症状・不調を確認し、この結果を受けた労働者が事業者に対し医師による面接を申出た場合には、事業者が医師による面接による面接指導及び医師からの意見聴取等を行うことを**事業者の義務**とする「新たな枠組」を導入することが適当とされています。

厚生労働省は、建議の内容に沿った労働安全衛生法の改正案を近く国会に提出する方向で準備を進めることとしています。

このように労働者の健康面に関する項目については、「**事業者の義務**」とされています。

厚生労働省は、機械や化学物質による労働災害の一層の減少を目指しています。一方受動喫煙防止、パワハラ、働きすぎなどによるメンタル面等労働者の健康に関する内容については事業者に対して義務化をすることにより重要視しています。



## ＜男女差のある「障害等級」の見直し＞

労働政策審議会は1月17日、男女間で差を設けている労働者災害補償保険の「障害等級」について、差を解消する方向での厚生労働省の見直し方針を妥当とする答申を、厚生労働大臣に対して行いました。

業務上の事故により、頭や顔、首といった「外貌（日常的に人目に付く部分、外見）」にやけどや傷跡などが残った場合、労災保険から「障害補償給付」が支給されます。その際、「労働者災害補償保険施行規則」に定める障害等級表に基づいて障害認定が行われますが、現行規定では、障害が同じ程度であっても男性は女性より低く取り扱われることになっています。



この規定について、昨年6月、男女の障害等級に5等級の差を設けていることは違憲とする京都地裁判決が確定しました。これを受けて厚生労働省は、「外貌障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」を設置。同年11月に“性別に関係なく障害等級を規定する方向で改正するのが適当”とする報告書が取りまとめられたことを踏まえ、障害等級の男女差の解消などを内容とする「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」を作成し、同年12月6日に労働政策審議会で諮問していました。

答申を踏まえ、厚生労働省は、速やかに省令の改正に向けた作業を行い、本年2月1日に改正省令が施行される予定です。（原稿執筆は1月のため）改正されれば実に60年ぶりに障害等級が見直されることとなります。なお、改正案の具体的内容は以下のとおりです。

### （1）障害等級の男女差の解消

現在男女別になっている障害等級について、男

性の等級を女性の等級に引き上げるかたちで改正し、障害の程度が同じであれば男女とも同一の等級として評価する。

### （2）障害等級の新設

医療技術の進展により、傷跡の程度を相当程度軽減できる障害を、新設する「第9級」として評価する。

## ＜協会けんぽ保険料率の都道府県別格差抑制＞



厚生労働省は中小企業の従業員らが加入する協会けんぽの保険料率の都道府県別格差について、平成23年度は最大0.2%程度に抑える方針を打ち出しました。

地域の医療費が高いほど保険料率も高くするのが原則ですが、一気に格差が広がると医療費の高い地域の保険料が大幅に上昇しかねないことから、保険料率が高くなるはずの県を低く設定し、低い県には上乘せすることで格差を縮めます。

23年度の保険料率は全国平均ベースで9.5%と、22年度に比べて0.16ポイント上昇の見込みです。格差を最大0.2ポイントに抑えた場合、最も高くなる北海道で9.6%、最も低くなる長野県で9.4%になる見通しです。もし格差を是正しなければ、最大で1ポイント程度の開きが出る可能性もある様です。



## ◆ 医療・介護 ◆

### <医療保険制度などの展望>

わが国は、少子・高齢化の進行の過程にあります。景気の落ち込みも拍車をかけて、公的な医療保険制度等の運営は非常に厳しい状況にあります。そのような状況の中、わが国の医療保険制度等は、どのような制度となっていくのでしょうか？ある程度具体的な議論が進んでいる事柄に絞って、その概要を見てみます。

#### ■高齢者医療制度改革

高齢者医療制度改革会議において「最終とりまとめ」がまとめられています。

この改革では、独立型の後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も現役世代と同様に国民健康保険か被用者保険（健康保険等）に加入することとした上で、①公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化②都道府県単位の財政運営といった現行制度の利点はできる限り維持し、より良い制度を目指すこととされています。



#### ■介護保険制度改革

次期通常国会に、介護保険法の改正法案の提出が予定されています。その骨子は次のとおりです。

①医療と介護の連携強化等②高齢者の住まいの整備や施設サービスの充実③認知症対策の推進④保険者が果たすべき役割の強化⑤介護人材の確保とサービスの質の向上⑥介護保険料の急激な上昇の緩和を図り、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的か

つ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指すこととされています。

#### ■健康保険／協会けんぽでは、3月分の保険料から、保険料率の引上げが濃厚

健康保険制度については、制度の抜本改革は予定されていませんが、身近な話題をひとつ紹介しておきます。協会けんぽにおいては、3月分の保険料から、保険料率の引上げが濃厚となっています（全国平均で9.34%から9.50%へ引上げ）。

#### ■年金制度／新たな年金制度の創設に向けた検討は続行

数多くの議論がなされていますが、近い将来に実現しそうなものはありません。しかし、平成23年度予算案においても、「新たな年金制度の創設に向けた検討」に関する予算が計上されています（意味があるものになればよいですが…）。

なお、年金保険料については、保険料水準固定方式の導入に伴う引上げの過程にあります。これにより、国民年金保険料は、本年4月分から引き上げられます（引き上げ幅は、280円を微調整した額）。厚生年金保険料についても、本年9月分から引き上げられます（引き上げ幅は、率にして0.354%）。



## ◆ その他 ◆

### <働きバチの睡眠時間>

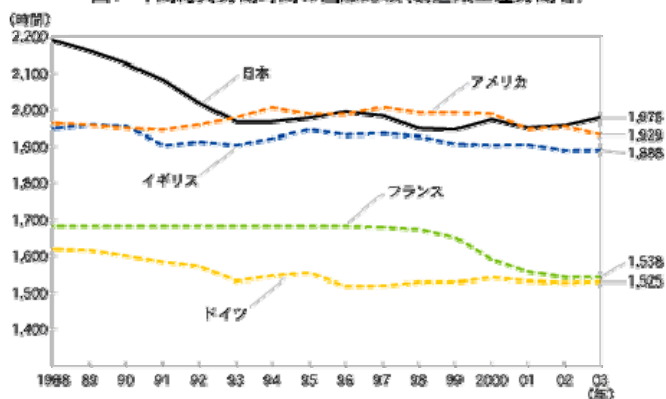


日本人はその長い労働時間から、「働きバチ」と揶揄されていた時代があります。高度経済成長期のこうした評価もあってか、日本の法定労働時間は1980年代より段階的に引き下げられ、1997年4月にはアメリカ、イタリア、ドイツと同じく週40時間・1日8時間と定められました。

これにより1980年代後半、アメリカを200時間以上も上回っていた日本の労働時間は大幅に減少し、1990年代にはアメリカを下回るまでになりました。

しかし、2000年代に入り景気回復と共に労働時間は再度、増加に転じ、2002年以降は再び米国を追い抜いています。(※1)

図1 年間総実労働時間の国際比較(製造業生産労働者)



(注1) フランスおよびドイツは総労働時間である。  
 (注2) 事業規模は日本5人以上、アメリカ全規模、その他は10人以上。  
 (注3) 兼用パートタイム労働者を含む。  
 出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、EUおよび各国資料より厚生労働省労働基準局にて算計

では、この長時間労働は、私達の生活や健康にどのような影響を与えるのでしょうか？

真っ先に思いつくのは、睡眠不足です。1日は24時間と決まっていますので、仕事に時間が費やされる分、1日のどこかを削減して割り当てている事になります。その人のライフスタイル、職種、環境によって、それぞれ違うとは思いますが、長時間労働＝長時間残業＝睡眠不足の関係が容易に思い浮かびます。

これを裏付けるデータとして、JILPT（独立行政法人 労働政策研究・研修機構）が行った食

事・睡眠・運動の充実度調査によると、労働時間が長い人ほど、睡眠を十分に取っていないという結果が出ています。

これは、総務省「社会生活基本調査」などでも同様の結果が出ています。人は、労働時間が長くなった場合、まず、食事などの生理的な活動に費やす時間より、睡眠時間を削る傾向にあります。確かに私も、忙しい日々を送らなければならない時、まずは睡眠時間を犠牲にして対応しようと考えます。

但し、長期的に短い睡眠時間で過ごす、ストレスが増大し、体や心の健康に大きな影響を与えることになりかねません。労働者であれば生産性の低下、業務上のミスや事故を誘発することも考えられます。また、医学的にも、1日の睡眠時間が5時間を切る長期的な睡眠不足が続くと、脳や心臓疾患の発症率を高めるとされており、新しい労災認定基準では、残業時間が月に100時間、2～6カ月で平均80時間以上の場合には、業務と脳・心臓疾患の関連性が高いと判断されます。長時間労働による睡眠不足を原因とした体や心の健康への影響は無視できないものになってきています。

今回は長時間労働からの睡眠不足に焦点を当てましたが、通勤時間が往復四時間の人、母子家庭や乳幼児のいる人、育児短時間勤務の人など、必ずしも長時間労働だけが睡眠不足やストレスの増大を招いているとは限りません。人それぞれの事情や環境に応じて、適切な対応が必要である事を忘れてはなりません。

忙しい春の流蜜期における働き蜂（ミツバチ）の寿命は約1ヵ月程度です。蜜が少ない時期になるにつれ、2ヶ月、3ヶ月と伸びていき、秋から冬にかけては5～6ヵ月程度にまでなります。「長生きできる働きバチ」になるためには、やはりワークライフバランスが重要だという事でしょう。

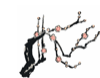
※1：出典 goo リサーチ  
<http://research.goo.ne.jp/database/data/000585/>



Vol.2

八崎さんの

# 春・夏・冬のはなし



## 話のはなし・・・(Ⅱ)

医療関係の仕事につく社員の研修では、コミュニケーション・ホスピタルは何の病院？との問いかけから話を始めましたが、これから話そうとする内容や、話す相手によっては導入の為の「起」を変えたりします。

演壇に立っていきなりポンポンと拍手を打つと皆んなキョトンとして私をじっとみつめています。

「手を打てば、鳥は飛び立ち、鯉は寄り、女茶を持つ 猿沢の池」

と黒板に書きます。もう説明するまでもないでしょうが、要は話の受けとめ方は三者三様、自分の思い通りに相手が理解してくれるとは限らないという内容の話を進めようとしたのです。

気がおけない友からの忠告はアドバイスとして受けとめるのですが、人が変われば同じことばでも、要らぬお世話だ、干渉しないでと感情的に拒否反応を示したりします。

起承転結の整った話や文章は余情を感じるものがありますが、逆に「結」の部分を先に持ってくる場合もしばしばみられます。

「9回裏 土壇場でこんな劇的なシーンが待っていようとは・・・」などと「結」となるべきハイライトを冒頭に書いて読者の関心を惹きつけようとスポーツ記者は考えます。

ビジネス文書も「結・転・承・起」がレポートのコツであることはよく知られています。

前号でもふれましたが、話す時間も大切な要素です。3分で、と依頼された挨拶を5分も7分もしゃべる人。乾杯のグラスを持った人達を前にとうとうとしゃべり始める人、・・・今風にいえばまったくKYと呼ばれる人達でしょう。さて、本稿を終える前に大切なことが残っています。コミュニケーション・ホスピタルは何の病院？ 話す、書くことをメインテーマにしてみましたので、もうお解りの方も多いと思いますが・・・それはNTT病院。ひと昔前の電信、電話、郵便に関係する逓信病院でした。余談ですが、コミュニケーション・ホスピタルと標記されていたことを、応待した職員は知りませんでした。

最後に、私が結婚式で祝辞を依頼された時、いつも好んで話す感動的な1分間スピーチをご紹介します。ただし小泉信三といってもご存知ない方が多いと思われる時は、次のような主旨の前置きをして・・・

「慶応義塾の塾長で、戦後、皇太子殿下（現天皇陛下）の教育係をされていた小泉信三氏が、わが子信吉の出征に臨んで送った手紙の一節をご紹介しますお祝いのことばに・・・」

「海軍主計大尉 小泉信吉へ

吾々両親は、完全に君に満足し、君をわが子とする事を何よりの誇りとしている。僕は若し生まれ替って妻を選べといわれたら、幾度でも君のお母様を選ぶ。同様に、若しわが子を選ぶということが出来るものなら吾々2人は必ず君を選ぶ。・・・」

こんな琴瑟相和すご家庭を築かれますように・・・などの付言はご自由に。

筆者紹介：八崎輝義

日本チバガイギー(株)(現ノバルティスファーマ)にてマーケティング・営業所長、教育研修課長、取締役人事統括部長、チバサービス(株)にて社長を歴任。また京都薬科大学常任理事、京薬会会長も務める。現在は NPO 法人 COML にて“くすり”に関する講演や執筆などを中心に活動。



## 今月の書籍紹介 ～ 一押しの一冊をご紹介します ～ 『神様のカルテ』『神様のカルテ 2』



(著者：夏川草介 小学館 1,200円/1,400円)

「映画化決定！」と平積みになっていたこの本の舞台が、相澤病院だと知って飛びつきました。昨年5月、弊社社員が揃って見学に行き、その理念と充実した医療体制にとっても感動した病院だったからです。相澤病院は、長野県松本市にある民間の一地方病院だったのですが、相澤理事長の地域医療に対する志と優れたリーダーシップで、様々な経営改革や人事制度の導入により、ここ十数年で、急性期を担う地域中核病院として急成長をとげています。患者満足度では、全国で9位、先日は、日経実力病院調査で、5項目すべてにおいて最高のA評価と発表されていました。

さて、小説と現実とは、別だということを前置きをして、お勧めの理由は二つ。まず、読後感がとってもよかったこと。ストーリー自体は、24時間365日対応の病院で働く若い医師が、妻との愛、同僚や体制への葛藤を交え、患者の生と死に向き合いながら、最良の医療を模索する日常を書いたもので物語自体は、そう新鮮でもないかもしれません。

しかし、夏目漱石が大好きという主人公（おそらく著者でしょう）の文章は、その影響か、リズム感がよく軽快で、個性的な登場人物がニックネームで表現されているところは、漱石の「坊ちゃん」を思わせます。また、会話や行動が面白いのも魅力のひとつ。何度も声をあげて笑いました。

そして、たくさんの涙も。どんなに大切な人でも、救えない命がある。そんな中で、患者の、大切な人の、残り少ない人生に医師として人として何を選択するのか。どんな奇跡を起こすことができるのか。「人生をどう生き、どう死ぬかは、自分で選びたいはず。もし、言えなくてもそれをわかって欲しい。私ももし助からない病気になってもこんな死に方をしたい」そんな考えも浮かびました。この病院で起こる奇跡は、おそらくしようと思えば簡単にできること。でも、今の日本の医療の中では奇跡に等しいのでしょう。

救えなかった患者さんが残してくれた手紙『病の人にとって、もっとも辛いことは孤独であることです。先生は、その孤独を私から取り除いてくれました。たとえ病気は治らなくても、生きていることが楽しいと思えることがたくさんあるのだと教えていただきました。万が一、先生が何事かにつまづき、自信をなくしてしまうようなことがあった時は、私は声を大にして言います。私は先生のおかげでこんなにも楽しい時間をすごせました（本文より引用）』

涙あり笑いあり、痛快な奇跡ありで、感情を自然に解放し心地よい読書タイムと、暖かくさわやかな読後感を味わえました。

二つ目は、医師が現場からの目線から書いたものなので、地域医療、救急医療、研修医、ターミナルケア、大学病院と高度医療といった現実の医療現場の問題と、理想の医療がどういったもので、そのために何が必要かを考えることができたことです。患者、医師、行政それぞれの立場から、そして個人としての理想があるでしょう。

「私たち医者にとって患者をとるか家族をとるかという問題は、最大の難関です。いつでも病院にいてということは、いつでも家族のそばにはいないということなのですから」というくだりがありました。私は、社労士としての仕事を通して、ここ数年、医療従事者のメンタルヘルス関連の相談がぐっと増えていることを実感しています。葛藤の多い職業だと思います。人事体制やストレスの少ないコミュニケーションがとれる組織づくりなどのサポートでなんとか力を発揮したいものです。

話が少しそれましたが、身近にない世界や苦手な分野のことを知るには、経済小説や政治小説、法廷小説とその世界を扱った小説を読むに限りませぬ！なかなか専門書以外の本を読む時間がとれませんが、楽しみながら興味をもって、色々な知識を知り考えることができるので一石二鳥です。

(執筆 K.M)



## <2月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

1日

○贈与税の申告受付開始<3月15日まで>  
[税務署]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出  
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

15日

○所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>  
[税務署]

28日

○固定資産税<都市計画税>の納付<第4期分>  
[郵便局または銀行]

○法人税の申告<決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について> [税務署]

○じん肺健康管理実施状況報告の提出  
[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出  
[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

### ~ちょっとブレイク~



43年の歳月をかけて1400年に完成した石橋で、この橋によりプラハが文化、交易の中心として栄える基ともなったようです。両側には聖人たちの石造が、見はらす丘の上には宮殿、大聖堂を望み保存整備された町並みとともに中世の趣を堪能できました。このときは朝一番に訪れたため観光客もまだ少ないうえ、出店や、パフォーマンスもなく、小雨にぬれた石畳が静かに美しく光っていました。

撮影者 笹川 元

### 当事務所より一言

春寒の候 皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。毎日寒さが厳しいですが、風邪などひかれていませんか？木々のつぼみが膨らんできており、街中の梅も少しずつ花を咲かせています。着実に春の訪れを感じさせます。

さて、寒さが厳しい中ホットな話題といえばなんといっても1月に行われた「AFCアジアカップ2011優勝！」ですね。日本が2大会ぶり4度目の優勝を果たしました。本当に素晴らしいことです。毎試合、負けそうで負けない・・・ハラハラドキドキでした。ヒーローも試合ごとに入れ替わります。決勝の日本×オーストラリア戦の視聴率は、深夜にもかかわらず33%だったそうです。ジャパンチームの熱い戦いぶりに日本の多くのファンが感動をいただきました。ザッケローニ監督は「ベンチ(控え)の選手がこんなに活躍するチームは見たことがない。このチームを率いることができ誇りに思っている」と、アジアカップの戦いについて感想を述べていました。まさにチーム一丸となって戦った末の優勝です。日本チームの戦いぶりに企業経営(組織運営)のヒントをいただいたような気がしました。チームワーク(組織力)、コミュニケーション、役割分担、トップの判断力・決断力・・・etc。見習うべき点が多々あります。我々もサッカー日本代表のように、日々、熱く戦いたいですね。

当事務所は、事業主の皆様の労務管理・人事管理のお役に立てるよう日々、東へ西へと奔走しております。「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかればどこにでも飛んでいきます。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人事制度の策定」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。

今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

本年も皆様のお役に立てるよう社員一同精一杯頑張る所存ですので、何卒よろしく願い申し上げます。

by 執筆者一同

